

「野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和6年12月4日
農林水産省農産局

この度、野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令案について、令和6年10月22日から11月21日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめました。なお、本件につきましては、意見公募時に公示した案のとおり、野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政への御理解、御協力よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

農産局園芸作物課価格班

代表：03-3502-8111（内線 4822）

直通：03-3502-5961